



3回にわたってマイナンバー特集をお送りしましたが今回が最終回です。

今月は第三弾としてマイナンバーに関する漏えいケースと罰則についてご紹介いたします。

事業者は、マイナンバーだけに限らず、社員やお客様情報を適切な安全管理措置の基、組織で守っていきけるような体制作りが必要になってまいります。組織的にどういったルールを定め、運用し、監督者の指導の下、全社員が共通の認識で情報を取扱っていくべきなのか、日頃から理解を進めておく必要があります。

漏えいリスクの一般的なケース



情報漏えい被害の内、実に68.9%が従業員からの漏えいです。(故意・過失問わず)

- ケース1** 機密情報の判断が付かず、会話から漏らしてしまったり、メールにて渡してしまうケース
- ケース2** パソコンのロック機能を使用せずに不在時に安易に盗み見られるケース。
- ケース3** キャビネットの施錠を怠り、気が付いた時には情報一式が盗まれており後で発覚するケース
- ケース4** USBやi-padの持出し制限を設けておらず、紛失から流出に繋がるケース
- ケース5** FAXの誤送信により、全く関係ない先へお客様情報を漏らしてしまうケース。
- ケース6** 悪いと分かっているが、金銭目的にて悪徳業者へ個人情報情報を横流ししてしまうケース
- ケース7** ウイルス対策が脆弱なため、外部からの不正アクセスにより情報が盗み取られるケース
- ケース8** 情報を使用する先(会計事務所・社労士) 等の委託先で漏えいしてしまうケース

個人情報保護法と罰則の比較 (マイナンバー：特定個人情報)



特定個人情報(=マイナンバー)の漏えいは既存の個人情報保護とは格段厳しい罰則となります。

	行 為	法定刑
1	個人番号利用従事者が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万円以下の罰金
2	個人番号利用従事者が不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金
3	情報提供ネットワークシステム事務に従事する者が特定の秘密の漏えい又は盗用	同 上
4	人へ暴行・脅迫・窃盗・侵入等により個人番号を取得	同 上
5	その他不正の手段により個人番号カードを取得	6ヵ月以下の懲役 OR 50万円以下の罰金

※注意：使用人等に対する監督責任を怠った法人等に対する罰則もあるようです。



マイナンバー特集はいかがでしたでしょうか？記事に関するご意見ご要望お待ちしております！！